

一般質問の要旨

▼一般質問者は23人です。質問項目は主なものを掲載しています。
▼答の末尾にかっこ書きの記載がない回答は全て市長答弁です。

会計年度任用職員の育児休業取得と公立学校の変形労働時間制

渡辺 有子

(日本共産党新潟市議会議員団)

問 令和元年9月定例会での会計年度任用職員の育児休業の質問に対し、制度移行後は残された任期の長短にかかわらず、国の取り扱いを参考にしつつ取得を認める方向で検討を進めているとの答弁があったが、検討結果について伺う。

答 国の非常勤職員の取り扱いを参考に検討を進めた結果、育児休業の取得を認めることとした。

問 公立学校での一年単位の変形労働時間制の導入が可能となったが、業務量は減らず長時間労働に拍車を掛け、子どもたちの教育も教員の健康も脅かされるとの批判がある。本市では導入すべきではないと考えるが見解は。

答 国や他の自治体の動向を注視していくが、本市では夏季休業中に学校閉庁日や年休取得促進日を設定し、休日のまとめ取りが可能であることから、現時点では導入を考えていない。(教育長)

新バスシステム的大幅見直しと小規模特認校制度の導入

小柳 聡

(民主にいがた)

問 市長は選挙の際に、新バスシステム・BRTの「大幅見直し」

を掲げていたが、実際は「改善」にトーンダウンした。市民の皆さんにとっても大変関心の高い内容であるため、市長から丁寧な説明があつてしかるべきではないか。

答 具体的な到達点は当時なかったが、今回の総括で評価委員会などの評価と市民の皆さんの不満との乖離を導き出し、方向性を見いだせたことなどに意義があつた。

問 小規模な学校に特色を持たせ、その地域だけでなく、市内全域から子どもたちが通うことのできる小規模特認校制度の導入を進めるべきである。今後、地域から要望があつた場合は、導入について検討することはできないか。

答 今後、コミュニティ・スクールの導入に当たって、地域と協議する中で要望が出てきた場合、一緒に検討していきたい。(教育長)

美術館などの収蔵品の浸水対応とキッズ・ゾーンの整備

水澤 仁

(翔政会)

問 川崎市の文化施設では台風19号による浸水で収蔵品に被害があつた。本市の美術館や博物館にも多くの美術・工芸品などが収蔵されているが、施設仕様はハザードマップと整合性があり、浸水に対応できる保管態勢となっているか。

答 施設建設当初から水害を考慮しており、現在公表しているハザードマップの各想定浸水被害にも対応できるものとなっている。子どもが被害者となる交通事故が相次いでいる。昨年5月の大津市の保育園児の交通事故を受け、国は保育園児の交通安全を確保するためのキッズ・ゾーンの創設の

通知を出したが、本市はどのように対応するのか。

答 未就学児の教育・保育施設において関係者と緊急点検を行い、散歩経路の見直しなど可能な対応を行った。今後これらの結果を踏まえ、関係者と検討していく。

都心軸における歩行空間の改善と分かりやすい避難施設の開設基準

深谷 成信

(翔政会)

問 新潟駅全面開業などに伴い、さまざまな投資を呼び込みさらなる交流人口の拡大を目指すために、都心軸の東大交通差点と流作場五差路の歩道橋は、横断歩道などの整備により歩行者空間のバリアフリー化を図ることが必要では。



流作場五差路に設置されている歩道橋(中央区)

答 誰もが移動しやすいまちづくりを目指して、東大通の歩行空間のバリアフリー化を図る必要があると考えており、管理者である国や警察などに働き掛けを行う。

問 災害の種別や規模によって避難できる施設が異なることに加え、その開設基準が分かりにくい。災害発生時に市民が適切、安全に避難するためには、開設基準を分かりやすくし、避難方法を丁寧に周知することが必要ではないか。

避難者受け入れ体制を同一とした。今後丁寧な周知に努めていく。

職員給与の据え置きと強度行動障がいがある人への支援

伊藤 健太郎

(翔政会)

問 集中改革プランにより歳出抑制を図る中、2億9千万円もの職員給与を増額することは市民の納得を得られないため、据え置きことが妥当だと考えるがどうか。

答 今回の人事委員会勧告は、平成31年4月における市内の民間給与との差を解消するために引き上げ改定となったもので、制度の趣旨から尊重すべきものと考えている。

問 強度行動障がいがあつても親が子どもと一緒に暮らしたいという希望は当たり前か。その一方で、親が介助できなくなったときには住まいの確保が必要であり、グループホームの受け入れ体制強化は喫緊の課題であると考え。令和2年度に向けて具体策はあるか。

答 世話人処遇改善補助と重度者支援補助の増額などグループホームに対する支援が拡充されるよう、一生懸命取り組んでいる。

歴史・文化財の活用と災害時の要支援者の避難

小林 弘樹

(翔政会)

問 点として存在している文化財を周辺地域も含めた面で捉え、国土交通省や文化庁などが所管する歴史まちづくり法の補助制度を活用し、まちづくりを進めるべきと考えるが所見を伺う。

●歴史まちづくり法

正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」で、歴史的なまち並み(歴史的風致)の維持・向上を目的として、平成20年に施行された。認定を受けると、市町村がさまざまな支援が受けられる。

問 本市では国のまちづくり交付金事業などを活用し建物修景助成などを進めているが、地域特性に即したまちづくり手法を検討する。

問 災害時に自力で避難できない方を対象として設けられた避難行動要支援者支援制度の運用状況を伺う。また人工呼吸器や酸素吸入器を着けて自宅で生活する方にとって電源の喪失は命に関わるため、電源のある場所への誘導を確保、迅速に行うべきと考えがどうか。

答 個別避難支援計画の策定率は3分の2程度であり、策定が進むよう取り組んでいく。また電源・医療設備が必要な要支援者は福祉避難所や医療機関へ移送を行う。

担い手への農地集約化の後押しと野焼き禁止の例外規定

保刈 浩

(翔政会)

問 本市農業構想は、農業の担い手への農地集積率の目標を85%に設定しているが、農地を受ける側の設備能力には限界がある。今後さらに農地集積を加速させるには、機械、施設の増強やコスト低減への支援が必要と考えるが見解は。

答 スマート農機や産地づくりの環境整備など、次世代につながる支援も含め、担い手が安定的に経営できるような必要な支援をしたい。

問 野焼きは廃棄物処理法で禁止されているが、例外規定に農業を営むためにやむを得ない場合などがある。稲わらの焼却などの野焼きをしないよう一律に指導するのはなく、例外規定の解釈を本市として責任を持って示すべきではないか。

公共建築物の安全対策の課題と中学校校則の見直し

中山 均

(会派に属さない議員)

問 平成21年の建築基準法施行令改正で、エレベーターの新規設置には二重ブレーキの設置が義務となったが、本市でも設置されていない公共施設の数や安全基準の対応状況の全体像を把握していないか。公共建築物の管理という点で課題があるのでは。

答 各施設の状態の一元的な管理体制が整っていないことから、現在、全体像の把握を進めている。

問 中学校校則について、令和元年9月定例会の答弁以降の具体的な見直し状況を伺う。特に校則を変える場合の規定を盛り込む必要性や生徒と教員などの話し合いの意義などの状況はどうか。